



神奈川県

令和3年度

かながわの情報公開・個人情報保護

運用状況年次報告書

令和4年9月

令和3年度かながわの情報公開・個人情報保護
運用状況年次報告書 目次

情報公開制度

I	情報公開制度の運用状況	
1	行政文書公開請求制度の利用状況 -----	1
2	主な内容 -----	1
3	各実施機関別決定件数 -----	2
4	第三者情報を含む行政文書の決定件数 -----	2
5	請求に対する処理状況 -----	3
6	諾否決定に対する審査請求 -----	4
7	県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について -----	8
II	情報公開審査会の審議状況 -----	9

個人情報保護制度

I	個人情報保護制度の運用状況	
1	個人情報保護制度の利用状況 -----	11
2	自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況	
	(1) 開示請求への決定の件数 -----	11
	(2) 各実施機関別請求件数 -----	12
	(3) 訂正請求の状況 -----	12
	(4) 利用停止請求の状況 -----	12
	(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求 -----	13
3	簡易開示の状況	
	(1) 簡易開示の対象 -----	15
	(2) 簡易開示の開示件数 -----	15
4	問合せ・苦情相談の状況 -----	15
5	実施機関の事務登録の状況 -----	16
6	保有個人情報の目的外利用・提供の状況 -----	18
7	実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況	
	(1) 事故・不祥事の発生状況 -----	20
	(2) 事故・不祥事防止への対応 -----	21

II	個人情報保護審査会の審議状況 -----	22
III	制度の普及啓発活動	
1	県民、事業者への制度周知	
	(1) 県民に対する意識啓発 -----	24
	(2) 事業者に対する意識啓発 -----	24
2	職員への意識啓発 -----	24

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

1	審議会の開催状況 -----	25
2	審議会の審議状況	
	(1) 個人情報保護制度等の見直しに係る諮問に関する審議状況 -----	26
	(2) 本人確認情報の保護に関する審議状況 -----	26

情 報 公 開 制 度

I 情報公開制度の運用状況

1 行政文書公開請求制度の利用状況

請求者数は1,968人（前年度1,951人、前年度比0.9%増）、決定件数（行政文書公開請求に対して決定された文書の件数）は17,155件（前年度12,382件、前年度比38.5%増）でした。決定件数のうち、全部を公開した割合は11.6%、一部を公開した割合は85.6%、非公開とした割合は2.8%となりました（表1）。

（表1）行政文書公開請求制度の利用状況

年度	請求者数 (人)	決定件数 (件)			合計 (件)
		公開	一部公開	非公開	
令和 2年度	1,951	2,150 (17.4%)	9,949 (80.4%)	283 (2.3%)	12,382 (100%)
令和 3年度	1,968	1,993 (11.6%)	14,678 (85.6%)	484 (2.8%)	17,155 (100%)

（備考1） 令和3年度の非公開484件のうち、79件は全部非公開、390件は文書不存在、13件は存否応答拒否、2件は却下によるものでした。

（備考2） 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはなりません。以下同様とします。

2 主な内容

決定件数の多い主な行政文書は（表2）のとおりでした。

（表2）決定件数の多い行政文書（上位5項目）

令和3年度	令和2年度
① 医療法人の財務関係書類（4,589件）	① 医療法人の財務関係書類（4,533件）
② オリンピック・パラリンピック関連文書（2,995件）	② 県発注工事の設計書等（1,090件）
③ 県発注工事の設計書等（1,260件）	③ 学校法人の財務関係書類（908件）
④ 警察職員の人事に関する文書（1,191件）	④ 警察職員の懲戒等関係文書（666件）
⑤ 理美容所・施術所・旅館等営業関連文書（1,025件）	⑤ 公有地の売却に関する文書（541件）

3 各実施機関別決定件数

決定件数を実施機関別にみると、知事の12,822件が最も多く、次いで警察本部長の3,516件となりました（表3）。

（表3）各実施機関別決定件数

（単位：件）

実施機関名	令和3年度	令和2年度	対前年度
知事	12,822	8,788	4,034
公営企業管理者	9	40	△31
議会	53	20	33
教育委員会	493	347	146
人事委員会	17	4	13
監査委員	0	19	△19
労働委員会	1	3	△2
選挙管理委員会	188	257	△69
収用委員会	0	0	±0
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	4	3	1
警察本部長	3,516	2,545	971
病院機構	22	353	△331
産業技術総合研究所	0	3	△3
保健福祉大学	30	0	30
合計	17,155	12,382	4,773

4 第三者情報を含む行政文書の決定件数

実施機関以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えることができます。なお、公益上の理由による裁量的公開を行う場合等、一定の場合には、意見書を提出する機会を与えることを義務付けています。

そして、調査を行った第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に通知することとしています。

令和3年度の第三者情報を含む行政文書の決定件数は14,544件で、全体の84.8%を占めました。このうち、条例第12条の規定に基づき、意見書を提出する機会を与えたものは459件、更にそのうち、通知を行ったものは199件でした（表4）。

（表4）第三者情報を含む行政文書の決定件数

（単位：件）

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第三者情報の件数	5,346	4,424	5,316	9,829	14,544
調査件数	45	83	500	283	459
通知件数	11	37	393	101	199

5 請求に対する処理状況

(表5) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位: 件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一 部 公 開	非公開 (却下を 含む)	左の件数内数				
				全部 非公開	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	却 下	
昭 和 58 年度	212	44	12	6			6	268
59 年度	359	73	24	24			—	456
60 年度	390	86	8	8			—	484
61 年度	1,212	70	25	25			—	1,307
62 年度	248	121	114	114			—	483
63 年度	370	160	236	236			—	766
平 成 元 年度	401	58	23	23			—	482
2 年度	2,751	214	90	90			—	3,055
3 年度	918	191	99	99			—	1,208
4 年度	2,956	443	17	17			—	3,416
5 年度	906	353	35	35			—	1,294
6 年度	965	860	16	16			—	1,841
7 年度	848	9,464	180	180			—	10,492
8 年度	3,244	2,141	226	226			—	5,611
9 年度	3,208	2,983	90	90			—	6,281
10 年度	3,936	1,823	64	64			—	5,823
11 年度	1,629	1,157	403	403			—	3,189
12 年度	2,376	3,927	220	48	163	3	6	6,523
13 年度	1,079	3,558	171	12	152	3	4	4,808
14 年度	2,086	3,698	473	9	459	3	2	6,257
15 年度	2,652	2,260	437	108	318	3	8	5,349
16 年度	4,061	2,602	290	48	225	4	13	6,953
17 年度	14,296	8,004	446	23	415	5	3	22,746
18 年度	11,696	3,557	396	27	364	5	—	15,649
19 年度	9,529	10,431	1,153	10	785	356	2	21,113
20 年度	10,414	3,707	247	14	231	2	—	14,368
21 年度	11,479	3,557	220	10	197	8	5	15,256
22 年度	3,268	4,247	180	6	157	11	6	7,695
23 年度	2,210	4,546	155	2	139	11	3	6,911
24 年度	2,316	3,226	202	8	188	6	—	5,744
25 年度	2,845	5,388	330	10	238	4	78	8,563
26 年度	2,150	4,136	388	15	358	14	1	6,674
27 年度	1,610	5,486	207	9	188	10	—	7,303
28 年度	1,869	7,081	301	4	269	17	11	9,251
29 年度	2,576	5,721	261	4	245	11	1	8,558
30 年度	1,280	4,381	243	7	218	16	2	5,904
令 和 元 年度	2,130	5,167	274	5	251	14	4	7,571
2 年度	2,150	9,949	283	2	266	11	4	12,382
3 年度	1,993	14,678	484	79	390	13	2	17,155

(備考) 全部非公開、不存在、存否応答拒否及び却下の件数は、非公開件数の内数です。

6 諾否決定に対する審査請求

令和3年度は、諾否決定に対する審査請求に係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、10件ありました。

審査会では「Ⅱ 情報公開審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに審査請求があり、審議中であった案件を含め6件について答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが5件、原処分の一部を妥当でないとするものが1件ありました（表6）。

令和2年度に答申があった案件について、平均審議回数は3.6回、諮問から答申までの平均日数は709.8日でしたが、令和3年度に答申があった案件については、平均審議回数は4.7回、諮問から答申までの平均日数は958.5日となりました。

（表6）令和3年度 審査請求の処理状況（令和4年3月31日現在）（単位：件）

年度	審 議 状 況		処 理 状 況						
	前年度からの継続審議	当該年度受理（諮問）	情報公開審査会からの答申（※）			取下げ	審議中		
			○	△	×				
令和2年度	52	35	17	13	11	2	0	0	39
令和3年度	49	39	10	6	5	1	0	3	40
対前年度	△3	4	△7	△7	△6	△1	±0	3	1

※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
 ○…原処分を妥当とする内容の答申
 △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表7) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(令和4年3月31日現在)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教育委員会	H16.2.19	H16.3.25	(中断)				
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知事	H16.5.25	H16.6.2	(中断)				
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H16.5.17	H16.6.18	(中断)				
785	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その1)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.13	(審議中)				
794	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その10)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.16	R4.1.19	762	○	R4.2.2	答申どおり(棄却)
799	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その15)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.20	R3.12.2	761	○	R3.12.15	答申どおり(棄却)
801	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その17)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.21	R3.5.6	758	○	R3.5.19	答申どおり(棄却)
825	特定事件に関する文書一部非公開の件(その46)	知事	H30.3.25	H30.6.22	(審議中)				
828	特定事件に関する文書一部非公開の件(その47)	知事	H29.10.17	H30.10.19	(審議中)				
833	特定事件に関する文書一部非公開の件(その48)	知事	H31.1.17	H31.2.19	(審議中)				
836	特定事件に関する文書一部非公開の件(その49)	知事	H31.2.14	H31.3.22	(審議中)				
838	特定事件に関する文書一部非公開の件(その50)	知事	H31.3.14	H31.4.19	(審議中)				
839	特定事件に関する文書一部非公開の件(その51)	知事	R1.5.16	R1.7.5	(審議中)				
840	特定委員会に関する会議等に係る文書一部非公開の件	知事	R1.6.4	R1.7.12	R3.3.31	757	△	R3.5.18	答申どおり(一部認容)
841	特定事件に関する文書一部非公開の件(その52)	知事	R1.6.28	R1.9.9	(審議中)				
843	特定事件に関する文書一部非公開の件(その53)	知事	H30.3.25	R1.10.3	(審議中)				
845	特定事件に関する文書一部非公開の件(その54)	知事	R1.9.28	R1.11.11	(審議中)				
846	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	(審議中)				
847	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	H30.3.20	R2.2.3	(審議中)				
850	特定審査会の録音データ等一部非公開の件	知事	R2.1.7	R2.2.25	R4.2.25	763	○	R4.5.6	答申どおり(棄却)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
851	施術所開設届等一部非公開の件	知事	R1. 12. 13	R2. 2. 28	R3. 7. 2	759	△	R3. 8. 25	答申どおり (一部認容)
852	特定工事の工事費内訳に係る文書不存在の件	知事	R2. 1. 31	R2. 3. 5	R3. 8. 27	760	○	R3. 9. 9	答申どおり (棄却)
853	がけ崩れに関する起案文書等一部非公開の件	知事	R2. 2. 20	R2. 3. 24	(審議中)				
854	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 55)	知事	R2. 1. 7	R2. 4. 3	(審議中)				
855	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 56)	知事	R2. 1. 15	R2. 4. 8	(審議中)				
856	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件	知事	R2. 1. 10	R2. 5. 7	(審議中)				
857	特定建築物の工事施工業者等に関する文書非公開の件	知事	R2. 3. 24	R2. 5. 13	(審議中)				
858	特定地番の土地に係る図面等一部非公開の件	知事	R2. 1. 10	R2. 6. 2	(審議中)				
859	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 57)	知事	H31. 2. 8	R2. 7. 16	(審議中)				
860	ハードディスクに関する文書非公開の件	知事	R2. 4. 1	R2. 8. 17	(審議中)				
861	顛末報告書等一部非公開の件	知事	R2. 6. 26	R2. 8. 24	(審議中)				
862	特定建築物に関する文書一部非公開の件	知事	R2. 5. 28	R2. 8. 27	(審議中)				
863	特定診療に係る文書一部非公開の件	病院機構	R2. 4. 30	R2. 8. 28	(審議中)				
864	道路使用許可申請書一部非公開の件	公安委員会	R2. 7. 7	R2. 9. 2	(審議中)				
865	特定医師の出勤簿一部非公開の件	病院機構	R2. 5. 28	R2. 9. 30	(審議中)				
866	特定事業に係る文書一部非公開の件	知事	R2. 8. 4	R2. 10. 27	取下げ				
867	教員採用選考試験選考基準等文書一部非公開の件	教育委員会	R2. 9. 23	R2. 12. 2	(審議中)				
868	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件 (その 2)	知事	R2. 9. 26	R3. 1. 12	(審議中)				
869	特定事業に係る内部意思決定文書公開拒否の件	知事	R2. 12. 4	R3. 2. 10	取下げ				
870	元警察職員の特定企業への再就職状況に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R2. 12. 3	R3. 2. 25	(審議中)				
871	特定事件に関する文書一部非公開の件 (その 58)	教育委員会	H29. 4. 30	R3. 4. 23	(審議中)				
872	顧問弁護士との相談記録等一部非公開の件	知事	R3. 3. 8	R3. 4. 28	取下げ				
873	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件 (その 3)	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				
874	特定地番の土地に係る文書一部非公開の件	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
875	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件（その4）	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10					(審議中)
876	海岸法に基づく特定市との協議に係る文書等一部非公開の件	知事	R3. 4. 9	R3. 6. 7					(審議中)
877	交通事故事件簿一部非公開の件	公安委員会	R3. 5. 4	R3. 6. 24					(審議中)
878	特定事業に係る担当者会議の議事録等一部非公開の件	知事	R3. 12. 2	R4. 1. 18					(審議中)
879	公職選挙法違反に関する文書公開拒否（存否応答拒否）の件	公安委員会	R3. 12. 14	R4. 3. 3					(審議中)
880	職員採用選考に係る文書等一部非公開の件	病院機構	R4. 2. 15	R4. 3. 24					(審議中)

(備考1) 令和3年度中に諮問された案件、審議中の案件、答申・裁決等がなされた案件及び中断中の案件を記載しています。

(備考2) 諮問第278号、第284号及び第287号については、審査請求人からの申出により審議を中断しています。

7 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 30 団体においても、各団体が規程を定めて情報公開制度を運用しています（表 8）。令和 3 年度は、9 団体において、22 件の公開申出に対して決定を行いました（表 9）。

また、指定管理者は、条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、令和 3 年度は、1 団体において、1 件の公開申出に対して決定を行いました（表 10）。

（表 8）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（令和 4 年 3 月 31 日現在）

(株) 湘南国際村協会	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
(公財) 神奈川文学振興会	(一財) 神奈川県厚生福利振興会
(公財) 神奈川芸術文化財団	(公財) 神奈川県スポーツ協会
(公財) かながわ国際交流財団	三崎マリン(株)
(公財) 地球環境戦略研究機関	(公財) 神奈川県栽培漁業協会
(公財) かながわ海岸美化財団	(社福) 神奈川県社会福祉協議会
(公財) かながわトラストみどり財団	(株) ケイエスピー
(公社) 神奈川県農業公社	(公財) 神奈川県労働福祉協会
(社福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	(一財) あしがら勤労者いこいの村
(公財) かながわ健康財団	(職訓) 神奈川能力開発センター
(公財) 神奈川産業振興センター	(公財) 神奈川県都市整備技術センター
神奈川県道路公社	(公財) 神奈川県公園協会
(公財) 神奈川県下水道公社	(株) 湘南なぎさパーク
神奈川県住宅供給公社	(一財) かながわ水・エネルギーサービス
(公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(一財) 神奈川県教育福祉振興会

（表 9）県主導の第三セクター等に対する公開申出の処理状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(公財) 神奈川芸術文化財団	1	-	1	-	-
(公社) 神奈川県農業公社	4	2	-	2	-
(公財) 神奈川産業振興センター	2	-	2	-	-
神奈川県道路公社	3	1	2	-	-
(公財) 神奈川県下水道公社	4	4	-	-	-
神奈川県住宅供給公社	2	-	2	-	-
(公財) 神奈川県都市整備技術センター	3	3	-	-	-
(公財) 神奈川県公園協会	1	-	1	-	-
(一財) かながわ水・エネルギーサービス	2	-	1	1	-
合 計	22	10	9	3	-

（表 10）指定管理者に対する公開申出の処理状況（令和 4 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
大磯町	1	1	-	-	-
合 計	1	1	-	-	-

II 情報公開審査会の審議状況

神奈川県情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る情報や、公開することにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報のように、条例第5条各号に規定する非公開情報のいずれかに該当する情報を除いて、公開しなければならないとされています。

令和3年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて15,162件ありました。諾否決定等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができますが、条例では、審査請求を受けた審査庁は、神奈川県情報公開審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の процедуруを定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った諾否決定等に対する審査請求についても、条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会には、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。諮問があった場合、審査会は、条例第5条各号等の非公開情報の適用について、実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類について、当事者に提出を求めた上で、判断を行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。

審査請求件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、審査会に2つの部会を設置しています。令和3年度は部会を18回開催し、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件を調査審議の上、審査会として6件の答申を行いました。審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、審査会設置の趣旨に鑑み、審査会の答申は最大限尊重することとされており、答申のあった審査請求案件について、審査庁はおおむね答申どおりの裁決を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

令和4年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院准教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者
田村 達久	早稲田大学教授	会長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀内 かおる	横浜国立大学教授	
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

情報公開審査会の開催状況（第一部会）

回数	開催年月日	審議内容
第216回	令和3年4月8日	・諮問第828号について審議した。
第217回	令和3年5月27日	・諮問第828号について審議した。
第218回	令和3年6月22日	・諮問第828号及び第850号について審議した。
第219回	令和3年7月20日	・諮問第828号及び第850号について審議した。
第220回	令和3年9月21日	・諮問第828号について審議した。
第221回	令和3年12月20日	・諮問第828号及び第850号について審議した。
第222回	令和4年1月19日	・諮問第828号について審議した。
第223回	令和4年3月22日	・諮問第828号について審議した。

情報公開審査会の開催状況（第二部会）

回数	開催年月日	審議内容
第207回	令和3年4月26日	・諮問第851号及び第852号について審議した。
第208回	令和3年5月28日	・諮問第799号、第851号及び第852号について審議した。
第209回	令和3年6月25日	・諮問第799号及び第852号について審議した。
第210回	令和3年7月26日	・諮問第794号及び第799号について審議した。
第211回	令和3年8月26日	・諮問第799号について審議した。
第212回	令和3年9月16日	・諮問第794号及び第799号について審議した。
第213回	令和3年11月22日	・諮問第785号及び第794号について審議した。
第214回	令和3年12月23日	・諮問第785号について審議した。
第215回	令和4年1月17日	・諮問第785号及び第853号について審議した。
第216回	令和4年2月25日	・諮問第785号及び第853号について審議した。

(備考) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置付けられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えています。

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の利用状況

利用者数は、3,210人（前年度3,436人、前年度比6.6%減）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年 度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)					合 計
		自己情報の開示等請求件数					
		開示請求	簡易開示 請 求	訂正請求	利用停止 請 求		
令和2年度	3,436	3,436	1,252	2,184	0	0	3,436
令和3年度	3,210	3,210	1,400	1,808	2	0	3,210

2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

(1) 開示請求への決定の件数

令和3年度の自己情報の開示請求の件数は1,400件（前年度比11.8%増）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が188件（全体の13.4%）、一部開示が1,161件（同82.9%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が51件（同3.6%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一 部 開 示		不 開 示		計	
令和2年度	171	(13.7%)	1,032	(82.4%)	49	(3.9%)	1,252	(100%)
令和3年度	188	(13.4%)	1,161	(82.9%)	51	(3.6%)	1,400	(100%)

（備考）令和3年度の開示51件のうち、1件は不開示、41件は不存在、5件は存否応答拒否、4件は却下によるものでした。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報の開示請求の件数を実施機関別にみると、警察本部長の1,123件が最も多く、次いで病院機構の114件となりました（表3）。

（表3）年度別各実施機関別内訳

（単位：件）

実施機関名	令和3年度	令和2年度	対前年度
知事	106	79	27
公営企業管理者	32	9	23
議会	0	0	±0
教育委員会	22	31	△9
人事委員会	1	1	±0
監査委員	0	0	±0
労働委員会	0	0	±0
選挙管理委員会	0	0	±0
収用委員会	0	1	△1
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	1	1	±0
警察本部長	1,123	1,043	80
病院機構	114	87	27
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	1	0	1
合計	1,400	1,252	148

(3) 訂正請求の状況

訂正請求のあった2件の決定状況は、不訂正が2件となっています。

(4) 利用停止請求の状況

利用停止請求はありませんでした。

(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求

令和3年度は、開示等に対する決定に対する審査請求に係る個人情報保護審査会への諮問は6件あり、審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、5件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが4件、原処分の一部を妥当でないとするものが1件となりました（表4）。

令和2年度に答申があった案件について、平均審議回数は4.3回、諮問から答申までの平均日数は329.8日でしたが、令和3年度に答申があった案件については、平均審議回数は5.6回、諮問から答申までの平均日数は384.4日となりました。

(表4) 令和3年度 審査請求の処理状況（令和4年3月31日現在）

(単位：件)

年度	件数			処理状況					
		継続審議 件数	当該年度 受理 (諮問)	個人情報保護審査会からの答申（※）			取下げ	審議中	
				○	△	×			
令和2年度	14	3	11	4	2	2	0	0	10
令和3年度	16	10	6	5	4	1	0	0	11
対前年度	2	7	△5	1	2	△1	±0	±0	1

※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
 ○…原処分を妥当とする内容の答申
 △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表5) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(令和4年3月31日現在)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
232	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	(審議中)				
233	特定相談記録に係る文書一部不開示の件	知事	R2.3.24	R2.5.19	R4.1.28	223	△	R4.2.25	答申どおり (一部認容)
236	事件(事案)取扱報告書等一部不開示の件	公安委員会	R2.6.8	R2.8.21	R3.7.28	219	○	R3.8.11	答申どおり (棄却)
237	警察相談受理票等一部不開示の件	公安委員会	R2.6.8	R2.8.21	R3.7.28	220	○	R3.8.11	答申どおり (棄却)
238	特定警察署が作成した写真等不開示の件	公安委員会	R2.6.26	R2.9.2	R3.7.28	221	○	R3.8.11	答申どおり (棄却)
239	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件(その2)	知事	R2.5.1	R2.10.1	(審議中)				
240	警察官が撮影した審査請求人に係る写真開示の件	公安委員会	R2.8.12	R2.10.16	R3.7.28	222	○	R3.8.11	答申どおり (棄却)
241	特定職員の異動に関する文書一部不開示の件	知事	R2.10.12	R2.11.17	(審議中)				
242	特定病院に係る受診履歴等に関する文書一部不開示の件	病院機構	R2.11.30	R3.2.15	(審議中)				
243	特定学校に対する相談に関する書類等開示の件	教育委員会	R2.12.22	R3.3.17	(審議中)				
244	措置入院の経緯に関する文書等一部不開示の件	知事	R3.3.2	R3.5.24	(審議中)				
245	特定学校に対する相談に関する報告記録等不訂正の件	教育委員会	R3.5.18	R3.6.21	(審議中)				
246	特定警察署が作成した写真等不開示の件(その2)	公安委員会	R3.4.9	R3.6.24	(審議中)				
247	特定学校の対応に関する文書不存在の件	教育委員会	R3.2.24	R3.7.7	(審議中)				
248	特定病院の発出した書面に係る起案文書等開示の件	病院機構	R3.5.25	R3.10.22	(審議中)				
249	措置入院に関する診断書等不訂正の件	知事	R3.8.12	R3.10.28	(審議中)				

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報とは、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

(2) 簡易開示の開示件数

令和3年度の簡易開示の開示件数は、1,808件（前年度比17.2%減）でした（表6）。

請求の多かった試験は、中等教育学校入学者決定（適性検査）が683件、警察官採用試験が452件、技能検定が119件となりました（表7）。

（表6）簡易開示の開示状況（令和4年3月31日現在）

平成2～28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
435,289件	4,681件	5,216件	2,184件	1,808件

（表7）簡易開示の多い個人情報（上位3項目）

令和3年度	令和2年度
①中等教育学校入学者決定（適性検査） （683件）	①中等教育学校入学者決定（適性検査） （790件）
②警察官採用試験（452件）	②警察官採用試験（481件）
③技能検定（119件）	③職員採用I種試験（297件）

4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

問合せ等があった場合には、個人情報保護制度の基本的な内容についての説明や、より適切な問合せ先の案内等を行っています。

5 実施機関の事務登録の状況

条例第7条では、県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等の一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければならないとされております。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務であり、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

令和3年度末時点の各実施機関の事務登録の状況は（表8）のとおりです。

令和3年度については、新たな事務の登録が126件、登録事項の変更が210件、事務の登録の廃止が82件あり、実施機関全体の登録事務数は3,857件となりました。

また、講習会の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報を取り扱う場合など、一つの事務で複数の個人の種類の個人情報を取り扱う場合は分けて記載する必要がありますが、この個人の類型数は実施機関全体で5,647件であり、一事務あたり、約1.46件の類型数となっています。

登録された事務は、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表8)個人情報取扱事務登録件数一覧(実施機関別・部局別)

(令和4年3月31日現在)

実施機関名	事務数		個人の類型数	
	R 3	R 2	R 3	R 2
知事	2,813	2,784	4,110	4,073
政 策 局	232	233	314	316
総 務 局	127	124	165	162
くらし安全防災局	141	145	184	189
国際文化観光局	89	93	127	133
ス ポ ー ツ 局	60	50	68	58
環 境 農 政 局	471	476	626	628
福祉子どもみらい局	507	500	800	787
健 康 医 療 局	491	488	713	713
産 業 労 働 局	256	244	468	451
県 土 整 備 局	387	383	574	569
会 計 局	20	20	24	24
県政総合センター等	32	28	47	43
議 会	46	46	59	59
公営企業管理者	104	102	122	119
教育委員会	306	307	405	406
選挙管理委員会	20	20	38	38
人事委員会	49	49	62	62
監 査 委 員	30	30	34	34
公安委員会	1	1	1	1
警察本部長	280	280	551	549
労働委員会	29	29	34	34
収用委員会	17	17	21	21
海区漁業調整委員会	20	20	22	22
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12
県立病院機構	61	61	81	81
産業技術総合研究所	33	33	51	51
県立保健福祉大学	38	24	44	30
合 計	3,857	3,813	5,647	5,592

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

令和3年度の目的外利用・提供の状況は（表9）のとおりです。レントゲン機等X線発生装置内のコンデンサーに使用されている高濃度PCBの処理促進のため、相模原市内飼育動物診療施設に関する情報を県から相模原市へ提供する事例などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長への報告の対象外としています。

(表9) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧(利用・提供別(全実施機関の合計))

実施機関内での目的外利用	目的外利用・提供に係る 個人情報保護条例 根拠条項	件数(件)	目的外利用・提供に係る本人の数(人)
実施機関内での目的外利用	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)	339	4,275
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)	1	22
	第9条第2項第7号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	15	48
実施機関外への目的外提供	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)	621	623
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)	1	171
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	76	155
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)			
第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)	7	285	
第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第7号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	1	1	
第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)			
第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)			
第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)			
第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第7号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)			
第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)			
第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)			
第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)			
第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第7号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)			
第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)			
第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)			
第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要限度で、相当な理由があり利用)			
第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第7号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)			
第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	28	29	
第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)			
第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)	1,956	2,892	

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

なお、それまでは、実施機関における個人情報の漏えい等（漏えい、滅失、き損）の事故・不祥事（以下「事故等」という。）が発生したときに適切な対応がとれるよう、平成18年に公安委員会及び警察本部長を除く実施機関ごとに「個人情報に係る事故・不祥事対応要綱」を策定していました。

令和3年度の個人情報に係る事故・不祥事の発生状況は（表10）から（表14）のとおりです。

（表10）事故等の実施機関別の件数

R3	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	みらい局	福祉子ども	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局				地域県政総合センター
件数		2	0	1	0	0	0	6	12	3	4	0	2	30	0	24	54
R2	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	みらい局	福祉子ども	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局				地域県政総合センター
件数		1	4	1	1	0	1	6	9	3	1	0	0	27	1	16	44

（表11）事故等の類型別の件数

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	26	5	2	16	0	5	54

(表12) 事故等の対象となった個人情報の種類別の件数

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	37	7	3	4	51
職員等のみに係る情報	2	-	1	-	3
県民・職員に係る情報	-	-	-	-	0
合計	39	7	4	4	54

(表13) 事故等の違反事項別の件数 (※複数該当あり)

違反事項	件数
安全性の確保措置	44
受託事業者の安全性の確保措置	6
その他	7
合計	57

(表14) 事故等の対応状況別の件数

対応状況	件数
本人等への情報提供	51
個人情報の回収	16
再発防止策	54

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況

神奈川県個人情報保護条例は、第18条第1項で自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報など、第20条各号に規定する不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己を本人とする保有個人情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても調査の結果によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求を行うことができますが、この条例では、審査請求を受けた審査庁は、神奈川県個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の手続を定めています。審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った上記処分等に対する審査請求についても、条例の規定に基づいて審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が適正であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、審査会の委員には条例により守秘義務が課されています。また、審査会には、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

令和3年度中に、審査会は8回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、5件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

令和4年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
金井 恵里可	文教大学教授	
金子 匡良	法政大学教授	会長職務代理者
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学名誉教授	会長
長谷川 範子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：令和2年10月1日～令和4年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第314回	令和3年4月15日	・諮問第236号、第237号、第238号及び第240号について審議した。
第315回	令和3年5月20日	・諮問第236号、第237号、第238号及び第240号について審議した。
第316回	令和3年6月17日	・諮問第233号、第236号、第237号、第238号及び第240号について審議した。
第317回	令和3年8月19日	・諮問第233号について審議した。
第318回	令和3年10月14日	・諮問第233号について審議した。
第319回	令和3年11月18日	・諮問第233号について審議した。
第320回	令和3年12月16日	・諮問第232号、第233号及び第239号について審議した。
第321回	令和4年2月24日	・諮問第232号及び第239号について審議した。

Ⅲ 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

(1) 県民に対する意識啓発

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていたましたが、法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。

(2) 事業者に対する意識啓発

個人情報保護研修講師派遣事業を実施し、県内の事業者団体等が、加盟する事業者等に対して個人情報保護についての研修を行うことを支援するため、県が選定した有識者を研修講師として5回派遣しました（受講者計143名）。

なお、例年実施していた事業者研修会事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度については中止しました。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修、交流職員研修、新任主幹級職員研修において、個人情報保護についての研修を実施しました。

更に、個人情報保護推進会議を書面にて開催し、庁内の関係所属に対して、事業者に対する報告の徴収等の事務を実施する際の流れ等について、周知しました。

また、事故防止については、職員携帯カード「個人情報保護は信頼の絆」をイントラネットに掲載しました。

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、令和2年4月に第6期（令和2年4月1日～令和4年3月31日）が発足しました。

令和3年度は、審議会が8回開催され、主に個人情報保護制度等の見直しについて審議を行いました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第54回 全体会	令和3年 5月31日（月）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 3 学校と警察との情報連携制度の運用状況について 4 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて 5 個人情報保護制度等の見直しについて
第55回 全体会	令和3年 6月23日（水）	1 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて 2 教育委員会の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて
第56回 全体会	令和3年 9月27日（月）	1 令和2年度特定個人情報保護評価の実施状況及び特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について 2 個人情報取扱事務の登録等について 3 令和2年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について 4 個人情報保護制度等の見直しについて
第57回 全体会	令和3年 11月29日（月）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 個人情報保護制度等の見直しについて
第58回 全体会	令和3年 12月20日（月）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 個人情報保護制度等の見直しについて
第59回 全体会	令和4年 1月26日（水）	1 個人情報取扱事務の登録等について 2 個人情報保護制度等の見直しについて
第60回 全体会	令和4年 2月21日（月）	1 「療育手帳の交付に関する事務」における特定個人情報保護評価書に係る報告について 2 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて 3 個人情報取扱事務の登録等について 4 個人情報保護制度等の見直しについて
第61回 全体会	令和4年 3月30日（水）	1 住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について 2 知事の所管に属する神奈川県個人情報保護条例第6条に規定する要配慮個人情報の取扱いについて 3 個人情報取扱事務の登録等について 4 個人情報保護制度等の見直しについて

2 審議会の審議状況

(1) 個人情報保護制度等の見直しに係る諮問に関する審議状況

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報保護法の規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなり（後日、施行期日は令和5年4月1日とされた。）、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じました。

また、これに伴い、本県の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために、所要の対応を講ずる必要が生じました。

第54回及び第56回審議会で個人情報保護制度の見直しについて報告されたほか、令和3年11月18日付け情公第2342号で知事から諮問された「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応」について、第57回審議会（令和3年11月29日）から第63回審議会（令和4年5月30日）において審議しました。（なお、第62回及び第63回審議会については令和4年度。）

審議の結果、令和4年5月30日に答申（第71号）されました。

(2) 本人確認情報の保護に関する審議状況

令和4年3月8日付け市町第733号で知事が諮問した「住民基本台帳法施行条例に規定する事務の追加について」が第61回審議会に付議されました。

諮問の内容は、住民基本台帳法施行条例に規定する予定の提供事務が、平成14年11月14日付け答申（平成21年7月9日付けで一部変更を認める答申）で適当と認められた利用提供事務の基準に合致していることの確認を求めるものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第68号）されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、令和4年3月31日現在)

氏名	現職	備考
天野 晴子	日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授	
伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会	
柏尾 安希子	神奈川新聞社 文化部兼論説委員	
小向 太郎	中央大学 国際情報学部 教授	
寺田 麻佑	国際基督教大学 教養学部アーツ・サイエンス学科 上級准教授	
友岡 史仁	日本大学 法学部経営法学科 教授	
鳥越 真理子	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社	
人見 剛	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	会長
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯淺 壘道	明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科 教授	副会長

任期 令和2年4月1日～令和4年3月31日



神奈川県

政策局政策部情報公開広聴課

電話 (045) 210-3720(直通)